

島根県告示第607号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成28年10月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

益田市

2 事業の種類

史跡中須東原遺跡史跡公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県益田市中須町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県益田市中須町地内における41,645.86平方メートルの土地を起業地とする「史跡中須東原遺跡史跡公園整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、平成26年3月18日付け文部科学省告示第30号及び平成28年3月1日付け文部科学省告示第35号により史跡として指定された、史跡中須東原遺跡（以下「本遺跡」という。）の保存及び活用のために益田市が整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である益田市は、平成27年3月11日付け文化庁告示第12号により本遺跡を管理する団体として指定されていることから、事業を実施する権能を有している。また、既に必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

益田市は、平成16年11月に旧益田市、旧美都町及び旧匹見町の1市2町が合併して誕生した市であり、平成23年3月に策定した第5次益田市総合振興計画では、まちの主役は市民であり、市民と行政が協働・連携してまちづくりを進めていくことを大きな柱として、「市民・地域が躍動し、希望に輝く益田」をまちづくりの将来像とし、「豊かな心を育み、歴史・文化を誇れるまち」を基本目標のひとつに掲げて取り組みを推進している。さらに、平成23年度から「文化遺産を活かした地域活性化事業」を実施しており、地域固有の歴史・文化遺産をこれからのまちづくりに欠かせない資産と位置付けて、調査研究、情報発信、普及啓発等を展開している。

本遺跡は、12世紀中頃から16世紀まで存続した港湾集落の遺跡で、中世益田の領主であった益田氏の拠点湊として位置づけられている。舟着場や荷揚げ場と考えられる礫敷、砂利敷や溝状の道路、掘立柱建物、鍛冶関連遺構、墓等、またこれらによって構成される街区など、湊町を構成する遺構が良好な状態で現存する中世港湾集落の代表的な遺跡である。また、国内産及び国外産の陶磁器などの遺物が出土しており、当時の日本の貿易の玄関口である博多や対馬を介して列島規模で展開された大陸や朝鮮半島と形成した交易圏の一角を、本遺跡が存在する地域が占めていたことを示している。

このことから、本遺跡は中世港湾の構造を明らかにすることができる遺跡であるとともに、領主であった益田家

に伝わる「益田家文書」を活用することで、中世の港湾の成立と展開、さらに港湾を利用した交易の内容まで知ることができる遺跡である。

起業者は、本遺跡を広く一般に公開し、あわせて来訪者が安全で快適に過ごし、本遺跡の価値を理解するための施設の設置を進めるなど本遺跡を活用する施策を図らなければならないが、大半が民有地であり、施策の実施が困難である。また、雨水や強風などによる表土の飛散、流出などの影響により、遺物や遺構を含む地層の保存に影響が生ずる恐れがあるとともに、本遺跡が地下に包蔵されている状況から、一見してその存在を認識することが困難な状況にある。

本件事業の完成により、本遺跡の保護を図るとともに、市民が地域の歴史や文化を知り、本遺跡を教材として学校教育や生涯学習の場を利用することにより、歴史を活かしたまちづくりの推進に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号）に規定する対象事業に該当していないため法令に基づく環境影響評価は実施していないが、起業者は、粉じん等の飛散防止対策、騒音対策、濁水流出防止対策等の環境保全措置を講ずることとしている。また、動植物に関して、起業者が任意に行った現地調査の結果、本件事業に係る土地には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別措置を講ずべき動植物は確認されていないが、事業実施に伴いその存在が確認された場合は、起業者は、速やかに関係機関と協議することとしている。

なお、起業地において本遺跡の他には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく特別な措置を講ずべき埋蔵文化財等は確認されておらず、本遺跡については、同法の規定に基づく現状変更の許可を得て行うものであり、施行にあたっては適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定にあたっては、本件事業は本遺跡を保存及び活用するために整備する事業であり、他区域で候補地を選定できるものではないことから、本遺跡の史跡指定区域を起業地としている。史跡指定区域は、本遺跡の保存に必要な最小限の範囲であることから、起業地は合理的であると認められる。

整備計画の内容は、本遺跡の全面保存を図るため、表土の飛散等防止のため芝生広場等を設置するとともに、来訪者が本遺跡の価値を理解するための復元施設や解説板等を設置し、学校教育や生涯学習の場として活用できる施設として整備するものであり、合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現状では本遺跡の活用がなされておらず、雨水や強風による表土の飛散等により遺物や遺構を含む地層の保存に影響が生ずる恐れがあるとともに、地下に包蔵されている状況から、一見してその存在を認識することが困難な状況にあることから、早期に整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲につ

いても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

益田市役所（文化財課）